

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部  
を改正する命令（案）等に対する意見募集について

令和4年11月9日  
内閣府  
文部科学省  
厚生労働省

内閣府、文部科学省及び厚生労働省においては、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則」及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」の改正案の概要を作成しました。

つきましては、本件に関する国民の皆様の御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、命令案等作成の参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けておりませんので、併せて御了承ください。

1. 意見募集対象

- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）の一部を改正する命令（案）
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号）の一部を改正する件（案）

2. 意見募集期間

令和4年11月9日（水）から12月8日（木）まで（締切日必着）

3. 意見提出方法

御意見は、次のいずれかの方法により日本語にて提出してください。

（1）インターネット上の意見募集フォームを利用される場合

以下のホームページからお送りください。

<https://form.cao.go.jp/shoushi/opinion-0071.html>

システム更新作業により、令和4年11月23日(水)10:00～18:00(JST)の間、運用停止を予定しております。その間、ご意見の登録はできません。

文字化け等を防ぐため、半角カナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

(2) 郵送の場合

以下の宛先に送付してください。

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎第8号館  
内閣府子ども・子育て本部 参事官(認定こども園担当)付 宛

(3) FAXによる場合

以下のFAX 番号に送信してください。

03-3581-2521

内閣府子ども・子育て本部 参事官(認定こども園担当)付 宛

4. 記入事項

インターネットによる場合は、意見募集フォームに沿って御記入ください。

郵送又はFAXにてお送りいただく場合、以下の事項を御記入ください。(様式任意)

- 【1】タイトル(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)等に対する意見」と御記入ください)
- 【2】氏名(法人又は団体の場合は名称、代表者及び担当者の氏名)
- 【3】年齢
- 【4】性別
- 【5】所属等
- 【6】御意見(理由も含め1,000文字以内)
- 【7】電話番号又は電子メールアドレス

郵送の場合は、封筒表面に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)等に対する意見」と朱書きいただきますようお願いいたします。

5. お寄せいただいた御意見及び個人情報の取扱いについて

お寄せいただいた御意見につきましては、命令案作成の参考とさせていただくとともに、提出者の氏名や住所等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

個人情報のうち、電話番号及びメールアドレスについては、御意見の内容確認等のための連絡を目的とする場合に限り利用する場合があります。